

国と地方のシステムWG 説明資料



平成29年10月10日
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

高度情報通信ネットワーク社会の形成の背景

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (平成十二年成立)

ITの進展により生じている社会経済構造の変化への対応の緊要性に鑑み、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、主にインフラ整備の側面から、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の迅速かつ重点的に推進することを目的に制定。

社会環境の変化に伴う補完・拡張

サイバーセキュリティ基本法 (平成二十六年成立)

社会基盤のサイバーセキュリティ強化

NISCによる
独法・重要インフラ等への
監査権限等

サイバーセキュリティ戦略本部
の設置
(平成二十七年発足)

官民データ活用推進基本法 (平成二十八年成立)

データを活用した、安全・安心・快適に
暮らすことができる社会の実現

官民データの活用の推進等

IT総合戦略本部のもとに、
官民データ活用推進戦略
会議の設置

個人情報の保護に 関する法律

(平成十五年成立、平成二十七年改正)

個人情報の適正な取扱い

個人情報(マイナンバー(個人番号)を
含む。)の有用性に配慮しつつ、その適
正な取扱いを確保するために設置

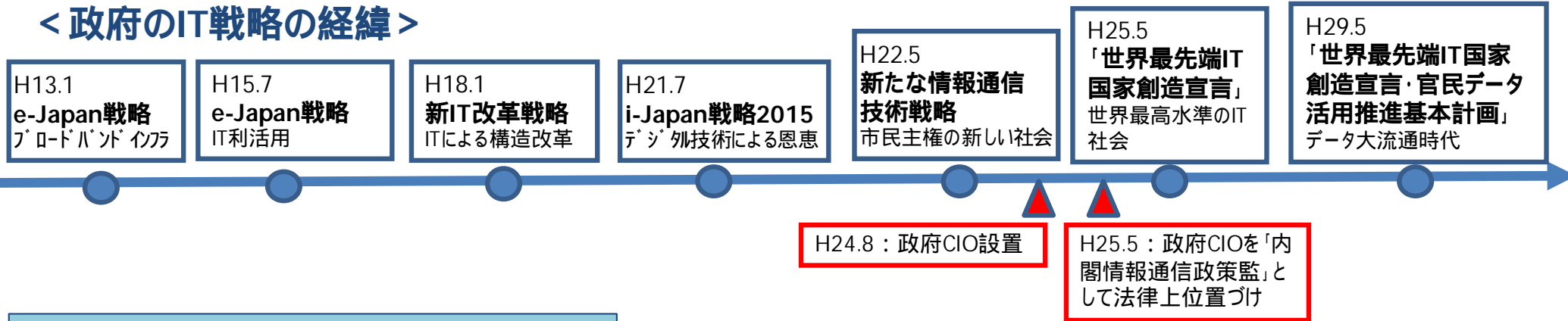
個人情報保護委員会
の設置
(平成二十八年発足)

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室の役割

我が国全体のIT戦略の策定

- IT総合戦略室は、IT政策全体を俯瞰する「司令塔」。我が国全体のIT戦略を策定し、PDCAサイクルに基づいて、政策を推進する。

< 政府のIT戦略の経緯 >



政府のIT関連施策予算の管理

- IT基本法に基づき、政府CIOが府省庁のIT関連施策を評価。重点的に講ずべき施策については、政府CIOの評価を基に、既存の施策を見直しつつ、特定の施策に重点的に投資できるよう予算に反映する。

横断的なIT関連施策の実施

- 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づき、政府のみならず、地方、民間を含む我が国全体にまたがる横断的な施策を実施。

(主な取組) 「国・地方行政IT化・行政手続のオンライン化」、「オープンデータの推進」、
「IT利活用による課題解決」(ITS(自動運転)、農業のIT化、医療のIT化、マイナンバー制度の活用)

関係法令（抜粋）

「内閣法」

第十六条 内閣官房に、内閣情報通信政策監一人を置く。

2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」

（所掌事務等）

第二十六条 本部は、次に掲げる事務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。）をつかさどる。

- 一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（以下「重点計画」という。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第八条第一項に規定する官民データ活用推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 三 前号に掲げるもののほか、官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データ（以下この号において「官民データ」という。）の適正かつ効果的な活用の推進に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、施策の評価その他の官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策で重要なものの実施の推進及び総合調整に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

2 第二十八条第一項に規定する本部長は、前項に規定する事務（高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。）のうち次に掲げる事項に係るもの及び第三十一条第一項に規定する協力の求めに係る事務を第三十条第二項第二号に掲げる者をもって充てる同条第一項に規定する本部員に行わせることができる。

- 一 府省横断的な計画の作成
- 二 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成
- 三 施策の実施に関する指針の作成
- 四 施策の評価

内閣情報通信政策監(政府CIO)

3 前項に規定する本部員は、同項に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、第二十八条第一項に規定する本部長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。

これまでの国及び地方の業務改革・システム改革等の取組の成果

(1) 政府情報システム改革

システム数や運用コストの削減など、**政府情報システム改革に大きな成果**

- システム数：2018年度までにシステム数半減という目標に対し、**約62%の削減見込(1450 556)**
- 運用コスト：2021年度までに3割削減という目標に対し、**約29%の削減見込(削減額1,104億円)**

(2) IT化・業務改革 (BPR) の推進

人事・給与、旅費・会計等の府省共通プロジェクトについて、次官級の推進会議を設けて改善計画を策定。**人事・給与システムについては平成28年度末までに全府省等の移行が完了**

ハローワーク、公的年金、国税、登記・法人設立等の**大規模システムについて業務改革まで踏み込んだ刷新を実施し、3割を超える運用コストの削減を実現**

各府省にサイバーセキュリティ・情報化審議官 (副CIO) 等を設置 (平成28年4月 ~) 。副CIOに対する研修を実施し、実例による学びを提供。また、NISCと連携してセキュリティ・IT人材の育成を推進

(3) 国・地方を通じたシステム改革の推進

農地情報公開システムの全国一元化など、**地方自治体も含めたシステム統合の取組**にも着手

政府CIO等が自治体を訪問し、地方自治体における**自治体クラウドの導入を推進**
(**クラウド導入団体：842団体** (平成28年4月1日現在、前年より114団体増加))

政府情報システム数と運用コスト削減見込額の推移について

政府情報システム数の推移 (平成28年3月時点の見込み)



戦略目標

2018年度までにシステム数半減

ロードマップに基づく統廃合・クラウド等の実施により、**2018年度までのシステム数半減達成に目途 (62%減)**

政府情報システムの運用コスト削減見込額の推移

(平成29年3月時点の見込み)



戦略目標

2021年度を目途に運用コスト3割減

政府CIO自ら**480回を超えるヒアリング・レビュー**を実施

コスト削減対象のシステム全体では、**年間計1,104億円の削減見込み (29%減)**

世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 概要

第1部 IT戦略の新たなフェーズ（「データ」がヒトを豊かにする社会の実現） ～官民データ活用推進基本計画による世界最先端IT国家の創造～

【約3年で超高速アクセス利用可能環境が実現】

ここ10年のIT関連技術の進展・利用環境面の変化



【ネットワークインフラの進展】
有線：最大速度1～10Gbps（光ファイバ）
無線：最大速度500Mbps超（4G）
（今後5G（超高速（10Gbps）・多数接続といった特徴）の実現（2020年））
クラウドサービスの活用

【利用環境面】
企業等：一部の企業や業界等では、データの利活用や各種データ連携（標準化も含む）が進展
個人レベル：スマートフォンやウェアラブル端末の登場により、個人の情報発信力が向上、個人に関するデータ量の増大
IoT：モノのインターネットの普及（センサー技術の小型軽量化・低廉化）

国・自治体の取組

世界最先端のIT国家を目指して政策を推進
これまでも一定の成果

- ・情報システム改革・業務の見直し(BPR)
(運用コスト3割削減、システム数6割削減見込)
(人事・給与システム、旅費システムの統一化等)
- ・農地情報公開システム
- ・自治体クラウドの推進
- ・マイナンバー制度の導入
- ・オープンデータの推進
- ・SNSを活用した災害時における情報共有の推進等

2016年 官民データ活用推進基本法施行

2017年 官民データ活用推進基本計画策定

2020年 2020年オリパラ東京大会

2050年～ 2060年 高齢化率約40%(推計)

「データ大流通時代」の到来

このような環境の変化に伴い、多様かつ大量のデータ利活用により、**AIブームの再到来、ロボットやドローン等の開発も進展。**
(人間の処理能力を超えた範囲のデータ利活用も可能に)

あらゆる場面で、ネット上の知識や知恵を共有・活用することにより、我々の生活や産業を一変する可能性。（我が国が超少子高齢化社会に向かいつつある中、生産年齢人口の減少のカバー、高齢者の持つ知識・知恵の継承（高齢者の再活躍の場の提供）、地域の中小企業の活性化を可能にする等）

「データ」がヒトを豊かにする社会(官民データ利活用社会)の実現

「官民データ活用推進基本計画」

我が国が超少子高齢社会になりつつある中、集中的に対応すべき諸課題（経済再生・財政健全化、地域活性化、安全・安心の確保）を踏まえ、**8分野（電子行政 健康・医療・介護 観光 金融 農林水産 ものづくり インフラ・防災・減災等 移動）を重点分野に指定**
将来的には分野横断的なデータ連携を見据えつつ、2020年を一つの区切りとした上で、分野ごとに重点的に講ずべき施策を推進

- データ連携やAI等の活用により、個人の状態に応じた効果的・効率的で高品質な健康・医療・介護サービスを実現し、生涯現役社会を創出
- データを活用することで、生産性を向上し、儲かる農業を創出
- ダイナミック・マップなど官民のデータの連携や制度整備を通じて自動運転を実現し、世界一安全で円滑な交通社会を創出

「官民データ活用推進基本計画」の策定・推進により、**全ての国民がIT・データの利活用を意識することなく便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会のモデルを世界に先駆け実現**

（国際機関、民間事業者、団体等がとりまとめるIT関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指す。）

第2部 官民データ活用推進基本計画（官民データ活用推進基本法における基本的施策）

19条 国と地方の施策の整合性

- ・ 地方の計画離型の作成と計画策定支援
- ・ 地域におけるデータ活用の環境整備

等



行政(地方)

オープンデータ



行政(国)



民間

オープンデータ
(協調分野)

10条 行政手続等のオンライン化原則

- ・ 行政手続等(官 - 民、地方 - 民、民 - 民)の**梱卸し**
- ・ オンライン化原則に向けた**一括整備法**
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化等

11条 オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進

- ・ 国等が保有する行政データの**梱卸し**
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに即したオープンデータ推進)
- ・ オープンデータ・バイ・デザイン等の推進

15条1項 情報システム改革・業務の見直し(BPR)

- ・ 国・地方を通じた行政全体の**デジタル化(ペーパーレス化を含む)**
- ・ クラウド・バイ・デフォルト原則の導入
- ・ 政府情報システム改革
- ・ サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)の推進

14条 デジタルデバイド対策

- ・ 離島等の条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進
- ・ 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進
- ・ Webアクセシビリティ確保のための環境整備

16条 研究開発

- ・ **次世代人工知能技術**の研究開発
- ・ 「**官民ITS構想・ロードマップ**」に基づいた取組の推進
- ・ 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証

12条 データ活用のルール整備

- ・ いわゆる**情報銀行**や**データ取引市場**等の実装に向けた制度整備
- ・ 国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協調の推進(日米、日EU、G7、APEC等)

15条2項

分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

(データの標準化(語彙、コード、文字等)、API、認証機能等を含む)

マイナンバー制度

13条 マイナンバーカードの普及・活用

- ・ **身分証等、行政や民間サービスにおける利用の推進**(「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」)
- ・ マイナンバーカードの多機能化の推進(マイキープラットフォームの活用等)
- ・ 海外における公的個人認証機能の継続利用

17条・18条 人材育成・普及啓発等

- ・ **データ活用の専門的知識や技術を有する人材の育成**
- ・ **セキュリティ・IT人材の計画的な育成**
- ・ IoTネットワークを運用・管理する人材の育成
- ・ プログラミング教育の普及推進
- ・ シェアリングエコノミーサービスの普及
- ・ テレワークの普及

重点分野における施策により、国民・事業者等にもたらされるメリットのイメージを提示

PDCAにより、迅速・タイムリーな計画見直し

- 今後の技術動向や国民・事業者等のニーズなどを踏まえ、当初の計画の施策を進める中でさらに対応すべき課題や、当初の計画では想定しなかった新たな課題、KPI等を修正・追加する等の見直し
- 定期的に施策の成果・効果进行评估し、その結果を踏まえた見直し

官民データ活用推進基本計画の策定

行政手続等のオンライン化原則(10条)

分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策
 施策(A省)

××施策(B省)

重点分野のうち重点的に講ずべき施策

【...分野】

施策(A省)

【××分野】

施策(B省)

オープンデータの促進

普及啓発

各施策について、以下を記載
 ✓ これまでの主な取組
 ✓ 課題 今後の方向性
 ○ 期限 スケジュール KPI
 ✓ 国民や事業者等へのメリット
 (できるだけ定量的に) 等

現在

国民視点での課題

今後

(国民、事業者等にもたらされるメリットを例示)

農林水産分野の例



健康・医療・介護分野の例



移動分野の例



等

- マイナンバー制度活用(カードの普及、公的個人認証サービス、法人番号等)
- 業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革
- データ標準化、共通語彙、API連携等による分野横断的なプラットフォーム
- いわゆる情報銀行、データ取引市場、知財等のルール整備